

事 務 連 絡

令和7年7月22日

各都道府県看護協会会長様

公益社団法人 日本看護協会

常任理事 田母神裕美

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可及び駐車規制からの除外措置について

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、本年3月31日に警察庁交通局より各都道府県警察本部長他あてに3本の通達（別添1から3）が発出されました。

通達に基づく新たな運用が開始されておりますことから、通達の趣旨を熟知いただいた上で、貴都道府県における訪問看護に使用する車両の駐車許可、駐車規制からの除外措置について、周知にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 駐車許可及び駐車規制からの除外措置について

1) 駐車許可

駐車許可は、駐車規制のある道路の特定の場所に駐車せざるを得ない特別な事情がある場合において、申請に係る駐車の日時、場所、用務及び駐車可能な場所の有無等につき、その駐車場所を管轄する警察署長が審査基準に基づいた審査を行った上で、当該特別の事情が駐車規制の必要性を上回るものと認めたときのみに駐車許可証を交付するものです。

交付された許可証を使用して車両を駐車する間は、許可証を見やすい箇所に掲出することにより、駐車が許可されます。

2) 駐車規制からの除外措置

公共性が極めて高く、緊急に広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務又はこれに準ずる程度の用務に使用中の車両は、各都道府県公安委員会から交付を受けた駐車禁止除外指定車標章を車両の前面ガラスの見やすい箇所に掲出することにより、各都道府県公安委員会の定める、駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制、高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制の対象外となります。

なお、駐車許可証や駐車除外標章を掲出していても駐車できない場所、方法がありますので注意が必要です。（別添4）

2. 令和7年3月31日付の警察庁通達で示された主な内容

- ・ 他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を、用務先から「おおむね 100 メートル」以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
- ・ 特に訪問看護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、「訪問診療等事業所の業務時間内（C時からD時までの間）及び緊急訪問時」として許可するなど、柔軟に対応すること
- ・ 特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること
- ・ 申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
- ・ 複数の場所に連続的に駐車することとなる場合には、一申請で複数場所の駐車を一括して許可すること
- ・ 申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、申請の受理や駐車許可証の交付を一の警察署で一括して行うこと
- ・ 反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として1年以上とすることで全国的に統一
- ・ 医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するために使用中の車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化 等

3. 貴都道府県内における規則等の改正について

この度の警察庁通達を受け、各都道府県公安委員会において警察庁の通達に基づく新たな運用が開始されていることから、その内容について、都道府県衛生主管部局等を通じ、必要に応じて都道府県警察本部から説明を受けるなど、正確な情報を得ていただき、周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

4. 留意点等について

今回、訪問看護等の特性を鑑み、関係手続の合理化及び簡素化がなされておりますが、標章を目的外に使用した場合などには刑事訴追等を受ける可能性があります。

規則の正しい理解と遵守は当然のことではありますが、あらためて周知のご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

5. その他

申請に関する参考として、以下をご参照ください。

1) 路外駐車場について（駐車許可関係）

別添1、1（1）エにおいて、駐車可能な場所の有無として、用務先からおおむね100メートル以内に路外駐車場等が存在しない場合が駐車許可の審査要件とされています。同時に、（2）エにおいては、「駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯等実質的に当該駐車場の利用が困難な場合」等には駐車許可の対象となり得ることが示されていますので、路外駐車場等が患家からおおよそ100メートル以内にあった場合でも、駐車しようとする時間帯に満車であることが極めて多い場合等には、所轄の警察署にその旨申し出た上で、警察署の判断を仰ぐよう周知にご協力をお願いいたします。

2) 駐車規制からの除外措置について

別添3において、「医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両」について除外標章交付の対象となり得ることが示されています（なお、この除外標章により駐車できるのは、「医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中」の場合に限られますので、御注意ください。）。

訪問看護事業所の警察署への申請にあたっては、診療報酬における24時間対応体制加算、介護報酬の緊急時訪問看護加算の届出受理を示す公的な書類の添付等により、緊急時の訪問看護を実施し得ることを疎明する必要があります。

（※）助産師が妊産褥婦宅等を緊急訪問する場合も対象になり得ることが示されました。

別添1 駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（通達）

（令和7年3月31日警察庁丁規発第54号、丁交指発第62号 警察庁交通局交通規制課長 警察庁交通局交通指導課長 連名通知）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-2.pdf>

別添2 駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）

（令和7年3月31日警察庁丙規発第7号、丙交指発第16号 警察庁交通局長通知）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-1.pdf>

別添3 駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）

（令和7年3月31日警察庁丁規発第55号、丁交指発第63号 警察庁交通局交通規制課長 警察庁交通局交通指導課長 連名通知）

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20250331-3.pdf>